



第132回通常組合会開催 令和6年度予算等議決

2月24日（土）に第132回通常組合会が札幌ガーデンパレスにおいて開催され、理事の専決処分報告、規約の一部改正、令和6年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、組合員の方には、事業方針・予算等の詳細について、附録で公示（道医国保公示第481号）しているものを、別途、送付いたしますので、ご参照願います。

以下、第132回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数56名中、資格確認時16名（最終出席者数21名）、他に表決委任状提出者32名の出席があり組合会は成立した。

最初に、長瀬 清 理事長から挨拶があった。

長瀬理事長挨拶

皆さんこんにちは。第132回通常組合会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また大変な悪路、更に寒さが厳しい折、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より組合運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

新年早々に発生した能登半島地震により、北陸地方に甚大な被害が生じました。またその翌日にはご存じのように羽田空港での航空機事故と立て続けに痛ましい出来事が起きまして、とても辛い始まりになりました。能登半島には、北海道からのDMATが編成されて現地入りをし、支援活動がなされました。お亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますと共に、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。地震が多い北海道においては、決して他人事ではなく一日も早く日常生活に戻れることを願ってやみません。

さて、令和2年度まで続いた「所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し」に対応するため、組合員の皆様方に年々負担が増加する後期高齢者支援金と介護納付金の負担増に加えまして、平等割と均等割の保険料の引き上げというご負担をいただきまして、この難局をなんとか乗り越えてきました。その後も財務省が主張を続けて心配されていた国庫補助の更なる見直しは、令和6年度の予算編成で行われることはありませんでしたが、被用者保険に前期報酬調整の仕組みが導入されることを受けまして、国保組合においても特定被保険者に係る前期高齢者の部分について後期高齢者支援金及び介護納付金と



長瀬理事長挨拶

同様の仕組みでの補助率の見直しがなされることになりました。このことによりまして、当組合の補助金は予算ベースで250万円の影響を受けることになりました。また、ご承知のとおり12月2日に健康保険証が廃止されることが閣議決定されましたので、マイナ保険証の利用促進に向けた取組み、まだマイナ保険証を保有していない方への資格確認書の発行やそのシステム対応を始めとして、多くの対応を迫られることとなります。さらには、こども家庭庁からこども子育て戦略の財源として、医療保険料と併せて負担する支援金の制度化が打ち出されましたので、通常国会に提出予定の関連法案が成立しますと令和8年度から段階的に皆様にご負担をいただかなければならないこととなります。このように多岐にわたる事項を念頭に置いて、事業運営に当たっていく必要があります。

一方、全国の医師国保組合で設立した全医連では、超高額薬剤の登場による超高額医療費問題や人口減少により被保険者数の減少に歯止めがかからないことを考慮して、不測の事態に備えた医師国保組合の存続に向けた方策が議論されており、その選択肢の一つとして統合シミュレーションをする動きが出てきています。当組合は幸いにも平成30年度より前期高齢者交付金を受け取ることが出来るようになり、

その金額も年々増加をしまして、国庫補助金を上回る交付金を受けております。そのおかげもございまして、単年度の会計収支は6期連続で黒字となり、令和5年度においても黒字の見通しです。これまでに蓄積された財産もございまして、医師国保組合の中では財政的に安定をしている組合になります。従いまして、令和6年度の保険料におきましては後期高齢者支援金及び介護納付金の収支を検証した結果、剰余が生じていることが分かりましたので、収支が均衡するように乗率の見直しを行い、組合員の負担を少しでも和らげるようにいたしました。引き続き、組合員の皆様に医師国保組合に入って良かったと思っただけのような存在価値のある組合を維持していくべく、努力を続けていきたいと考えております。

本日の組合会は、保険料の見直しのための規約改正、令和6年度の事業方針と歳入歳出予算の審議が、主な議題でございます。詳しくは、後ほどご説明をさせていただきますが、基本的には令和5年度の事業を踏襲して、大きな見直しを行わずに事業運営を行う方針です。お諮りする各議案につきまして、慎重にご審議をしていただき、ご承認を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、宜しくお願いいたします。



長瀬 清 理事長挨拶後、三戸 和昭 常務理事の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の5名、うち3名の方が出席され、表彰を受けられた。

表彰後、長瀬 清 理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、佐藤 信清 議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

中央ブロック 札幌市：大嶋 哲夫 議員
道南ブロック 渡 島：渋谷 好孝 議員

会議次第に従い報告事項に入った。

ア.「専決処分報告」

(1) 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

※全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から国民健康保険においても出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減措置が講じられることになり、国民健康保険組合においても国の財政支援により保険料軽減措置に取り組むように事務連絡があった。令和6年1月から事業を

実施するため、理事の専決処分により所要の改正を行った。

(施行期日：令和6年1月1日)

ア. 専決処分報告の(1)を 三戸 和昭 常務理事、引き続きイ.「業務報告」を 三戸 和昭 常務理事から、ウ.「監査報告」を 我妻 浩治 監事から、それぞれ報告が行われた。

質疑を求めたところ特になく、報告のとおり承認された。

報告事項を終え、佐藤 信清 議長から 神田 雄司 議長に交代して議事が進行された。

議案第1号 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

※歳出の後期高齢者支援金及び介護納付金と、歳入の保険料（後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額）及び国庫補助金（後期高齢者支援金等補助金、介護保険給付費納付金補助金）を原資として、国に納付をしているが、その収支を検証した結果、ここのところ剰余が生じていることが判明した。については、収支に見合った保険料にするため、令和6年1月12日付で保険料等検討委員会よりいただいた答申に基づき、乗率の引き下げを行う内容の規約改正である。

○後期高齢者支援金等賦課額

（全被保険者が対象）

国から示される後期高齢者支援金の加入者
一人当たり負担額に乗じる率 100分の87

○介護納付金賦課額

（40歳～64歳の被保険者が対象）

国から示される介護納付金の加入者
一人当たり負担額に乗じる率 100分の80

議案第2号 令和6年度北海道医師国民健康保険組合事業方針について

※令和6年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

令和2年度まで続いた「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」により、国庫補助が3分の1になるという逆風に遭遇いたしました。その間の保険料の段階的な引き上げと療養給付費の増加が抑えられたこと、平成30年度より前期高齢者交付金を受け取ることができるようになったこともございまして、当組合の財政は、7期連続で単年度黒字を確保できる見込みにあります。

しかしながら、医師国保組合を取り巻く環境は、異次元の少子化対策の財源として検討される社会保障費の歳出改革の中で、沈静化している国庫補助の廃止問題が蒸し返される懸念、超高額薬剤の保険適

用が続いていることによる高額レセプトの増加、少子高齢化により人口減少が進んでいることによる被保険者数の減少、後期高齢者支援金や介護納付金をはじめとした国への負担金の増加等により、厳しい状況に置かれていることに変わりはありません。また厚生年金の適用拡大が検討される中で、年金保険とセットになっている医療保険への考慮がなされていないため、勤労者皆保険の推進が国保組合の存立基盤に大きな影響を与えかねない懸念が生じており、全国の医師国保組合で設立した全医連では、日本医師会、三師会の国保組合の連合会、全国国民健康保険組合協会とも協力の上、国に対しての申し入れを行うなどの対応に当たっております。一方で被保険者数の減少傾向に歯止めがかからない点は、規模の小さい組合では大数の法則を維持できる保険者としての規模にいつまで留まることができるのかとの不安が生まれており、将来への備えとして医師国保組合の間で合併・統合をシミュレーションする動きがございますが、当組合は全国の医師国保組合の中では上位の規模を有して財政的にも安定をしており、蓄積された財産もありますので、超高額レセプトが散発的に発生したとしても、単独での運営に不安な点はないと考えております。

このような状況の中、令和5年度の保険料等検討委員会では、後期高齢者支援金と介護納付金において、歳出として国への納付額、歳入として保険料収入額と国庫補助金の収支差額を検証して剰余が出ていることから、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額を算出するための乗率を引き下げる旨の答申をいただきました。その上で令和6年度の予算編成に際しましては、一人当たり保険給付費の増加を見込んだ上で、令和5年度の事業を踏襲することにいたしました。また1月の理事会にて、国からの通知に従って規約改正を専決処分して、産前産後期間の保険料軽減措置を導入しています。さらに12月には健康保険証の廃止が予定されていますが、当組合の交付済み被保険者証は、廃止後1年間は経過措置により使用が可能です。また新規に加入される被保険者に対しては、国からの通知に従って、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を遅滞なく交付できるように対応していきます。

組合員・被保険者の皆様にとって存在価値のある組合を今後とも維持していくべく、各種の広報活動を行いながら医療保険者としての義務を果たしてまいります。一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※令和6年度保険料賦課額

- ・平等割賦課額
 - 第1種・第2種組合員（1人につき：前年同様）
年額79,200円 月額6,600円
 - 第3種組合員（1人につき：前年同様）

年額24,000円 月額2,000円

- ・所得割賦課額（前年同様）
料率 前年中総所得金額の1,000分の14
（ただし、第2種組合員（育児機関医師会所属）は所得割賦課額として年額60,000円を加算いたします。）
最高限度額（年額）520,000円
- ・均等割賦課額
（組合員以外の被保険者1人につき：前年同様）
年額78,800円 月額6,500円
- ・後期高齢者支援金等賦課額
（全被保険者1人につき）
予定年額62,520円 予定月額5,210円
- ・介護納付金賦課額
（40～64歳の被保険者1人につき）
年額70,080円 月額5,840円

議案第3号 令和6年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について

※国民健康保険組合の組織運営における令和6年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定した。

（施行期日：令和6年4月1日）

議案第4号 令和6年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

※令和6年度予算規模

- ・令和6年度予算総額（A） 2,657,656千円
- ・令和5年度予算総額（B） 2,717,263千円
- ・比較増減（A－B） - 59,607千円
（2.2%減）

この4議案については共に関連があることから、理事者側からの一括提案の申し出を 神田 雄司 議長が認めて一括上程となった。

議案第1号について、三戸 和昭 常務理事から、議案第2号は『事業方針の主文』を事務局が朗読した後、三戸 和昭 常務理事から事業項目の詳細についての説明が行われた。

続いて、議案第3号について、三戸 和昭 常務理事から、議案第4号については 田代 典夫 常務理事から、別冊「令和6年度歳入歳出予算（案）」により事項別明細等の説明が行われた。

審議の結果、議案第1号～議案第4号の4議案は原案どおり可決された。

議案第5号 令和6年度北海道医師国民健康保険組合一時借入金について

- 借入限度額 金 100,000,000円 以内
- 借入理由 保険給付費の支払い財源に不足が生じた時

借入先 北海道国民健康保険団体連合会

議案第5号について、田代 典夫 常務理事から提案趣旨の説明が行われた。

審議の結果、原案どおり可決された。

議事が全て終了し、長瀬 清 理事長から閉会の挨拶がなされ、第132回通常組合会は午後4時46分閉会となった。

被表彰者は5名

令和5年度被表彰者名簿

- ※ 組合会議員として10年以上在任された方
上川北部支部 荒川 卓哉 議員
- ※ 支部長および組合会議員として10年以上在任された方
網走支部 金川 有一 議員
根室市外三郡支部 杉木 博幸 議員
- ※ 組合会議員及び理事として10年以上在任された方
札幌市支部 深澤 雅則 理事
- ※ 支部長及び組合会議員並びに理事として10年以上在任された方
旭川市支部 滝山 義之 理事

令和6年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,353,561	△ 5.7	50.9	1. 会議費	33,331	△ 0.3	1.3
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	137,778	10.3	5.2
3. 国庫支出金	184,301	6.3	6.9	3. 保険給付費	1,100,217	0.2	41.4
4. 前期高齢者交付金	169,263	3.2	6.4	4. 介護納付金	147,890	△ 2.2	5.6
5. 出産育児交付金	103		0.0	5. 共同事業拠出金	108,945	△ 3.8	4.1
6. 道支出金	1	0.0	0.0	6. 後期高齢者支援金等	320,021	1.6	12.0
7. 連合会支出金		△ 100.0		7. 前期高齢者納付金等	718	△ 12.4	0.0
8. 共同事業交付金	50,000	14.4	1.9	8. 流行初期医療確保拠出金等	2		0.0
9. 財産収入	20	53.8	0.0	9. 保健事業費	164,080	△ 4.7	6.2
10. 繰入金	5	0.0	0.0	10. 積立金	7,169	23.8	0.3
11. 繰越金	900,000	0.0	33.9	11. 諸支出金	33,200	△ 13.6	1.2
12. 諸収入	401	△ 2.2	0.0	12. 予備費	604,305	△ 9.0	22.7
歳入合計	2,657,656	△ 2.2	100.0	歳出合計	2,657,656	△ 2.2	100.0

※前年度比は、令和5年度予算額との比較。△はマイナス。

道医師国保組合公告

令和 6 年 4 月 1 日
道医国保公示第 480 号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 長瀬 清

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員 長谷河 昌孝（北海道大学：令和 5 年 12 月 1 日 退任）

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

組合への届け出（当組合への加入および脱退など）、その他、給付に関する申請および健康診査の助成金の請求など手続きが必要な場合は、各種申請（届け出）用紙をホームページから入手できますので、是非ご活用ください。

また、保健事業として北海道国民健康保険団体連合会の機関誌「北海道の国保」に掲載の「北の恵みふるさと健康料理」から地元の特産を使用した健康レシピや自宅でできるエクササイズを当組合のホームページでも紹介いたしておりますので、ご覧いただき健康づくりにお役立てください。

* 北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西 6 丁目
北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合
TEL 011-271-7471
FAX 011-241-6414

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出		届出用紙	届け出が必要なとき	
資格喪失	組合員（医師）	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①	○他の医療保険に加入したとき ○北海道医師会を退会したとき ○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ○道外に住所を変更したとき ○死亡したとき など	
	准組合員（従業員）	被保険者資格喪失届 【准組合員(従業員)世帯全員用】 様式第16号②	○組合員の管理する医療機関を退職したとき ○他の医療保険に加入したとき ○組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ○死亡したとき など	
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○他の医療保険に加入したとき（就職等） ○組合員（又は准組合員）と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離） ○死亡したとき など	
資格取得	従業員(准組合員)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号②	○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） など	
	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	○組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併） ○他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ○子どもが生まれたとき など	
住所・氏名の変更		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員（又は准組合員）の住所が変更になったとき（転居、住居表示変更等） ○氏名が変更になったとき（婚姻等による名字変更、字体変更等） など	
家族の修学にともなう転居（修学中の住所地特例）		第116条該当・非該当届 様式第20号	該当	○遠隔地で修学するために組合員（又は准組合員）と住民票上の別世帯になったとき ○該当を届け出ている家族が遠隔地で進学したとき など
			非該当	○該当を届け出ている家族が、組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（修学終了による転入、組合員（又は准組合員）の住所変更等）など

【提出先・届出用紙の備付】

所属支部＝組合員（医師）が所属している医師会（郡市医師会・医育機関医師会）

*届出用紙は組合ホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）からも入手できます。

【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合 担当：業務係(資格) TEL 011-271-7471

